## 金ケ崎町農業委員会議事録

平成31年3月20日午後2時00分から平成31年第3回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は12名で次のとおりである。

| 第 1 番委員 | 高 | 橋 | 旦 | 志           | 第 7 番委員  | 名 | 和      | 1 利 | ] | 弘 |
|---------|---|---|---|-------------|----------|---|--------|-----|---|---|
| 第2番委員   | 石 | E | 日 | _           | 第8番委員    | 菜 | j<br>坦 | 1 重 | Ì | 治 |
| 第 3 番委員 | 小 | 嶋 | 教 | 三           | 第 9 番委員  | 千 | •      | 葉   |   | 実 |
| 第 4 番委員 | 髙 | 橋 | 正 | 則           | 第10番委員   | 力 | 、野     | ま   | り | 子 |
| 第 5 番委員 | 松 | 本 | 義 | 文           | 第11番委員   | 那 | 須      |     | 正 | 昭 |
| 第 6 番委員 | 千 | 田 | 眞 | <del></del> | 第 12 番委員 | 菜 | j<br>坦 | 1 成 | Ì | 壽 |

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

 事務局長補佐
 阿部一之

 事務局長補佐
 関口 潤

 係長
 及川 靖

 主事橋本好美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 荒廃農地の農地・非農地の判断について

議案第6号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等 の証明願の審査について

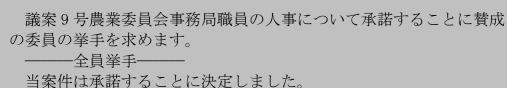
議案第7号 平成31年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定について

議案第8号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長 及 川 靖 主 事 橋 本 好 美

長 只今から平成31年第3回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたしま 議 す。 時間 14時00分 議 長 只今の出席委員は、12名であります。 定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11 条の規定により会議は成立いたします。 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録 議 署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により議長において指名 したいと思いますが、ご異議ございませんか。 異議なしと認め、議事録署名人には8番菊地重治委員、9番千葉実 議 長 委員を、書記には事務局を指名いたします。 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日 午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 ――異議なしの声あり―― 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。 議 事 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】 務 局 長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございま 長 議 せんか。 ――なしの声あり― 質疑が無いようですので諸般の報告を終わります。 議 長 長 お諮りいたします。 議 議事の都合上追加日程第1 議案第9号を最初の議題にしたいと思 いますが、ご異議ございませんか。 ―――異議なしの声あり― 異議なしと認め、追加日程第1 議案第9号を最初の議題とするこ 議 長 とに決定しました。 ただちに議案の配布をいたします。 追加日程第1 議案第9号農業委員会事務局職員の人事についてを 長 議 議題とします。 事務局長説明を求めます。 事 務 局 【別途議案書に基づいて事務局朗読説明】 議 長 説明が終わりました。 お諮りいたします。 休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ――異議なしの声あり― 異議なしと認め、暫時休憩いたします。 議 長 (休憩) 長 議 休憩を解いて再開します。 休憩前に引き続き会議を続けます。 人事案件でございますので、質疑・討論を省略し直ちに採決しま す。



**養** 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを 議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

**養** ・ ・ 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

----なしの声あり----

**議 長** 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

**長** 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約 の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事 務 局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

**議 長** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございません か。

―――なしの声あり―――

**議 長** 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

**養** 日程第6、議案第1号農地法第3条第1項に規定による許可申請審 議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

**議 長** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございません か。

----なしの声あり----

**養** 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議につい て許可に賛成する委員の挙手を求めます。

——全員举手——

**長** ありがとうございます。挙手全員であります。よって当案件は許可 することに決定しました。

**長** 日程第7、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めま す。

事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

**議 長** 説明が終わりました。

続いて現地調査の報告を求めます。番号 1 番の案件について 6 番千 田眞一委員より報告願います。

第 6 番 委 員 3月15日午前9時から事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。申請者の さんと さんが共有名義の田んぼを宅地転用とするものです。農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は金ケ崎保育園の北側にあり、周囲は東側が宅地でアパートが建っており、北側と南側が水路、西側が自己所有の田に囲まれ

た都市計画の第一種住居専用地域となっております。一般基準につい てですが、事業実施に係る費用については金融機関からの融資証明書 により事業費が確認されていることを確認いたしました。隣接する西 側の田については境界にブロック塀を設置し、土砂が崩れないように 施工することを確認しており、影響は発生しないものと考えられ、事業 実施の確実性、被害防除の確実性も認められます。以上のとおり許可基 準を満たしていることから農地転用は許可相当であると判断いたしま した。

以上で現地報告を終わります。

説明ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ござい 議 長 ませんか。

――なしの声あり―

長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。 議

――なしの声あり――

長 討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。 議

> 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意 見の決定について許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を 求めます。

——全員举手-

ありがとうございます。挙手全員であります。よって当案件は許可 長 相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

> 日程第8、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に 対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

続いて現地調査の報告を求めます。番号1番の案件について7番名 和和弘委員より報告願います。

3月15日午後1時半より南方地区の農地利用最適化委員の相沢清幸 委員と千葉誠委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。譲 受人である
さんが実家の隣に住宅を新築するために祖父の

さんから田を使用貸借により借り受けて宅地に転用しようとす るものです。農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請 地は都市計画の第一種住居専用地域に指定されており、農地転用の制 限を特に受ける場所ではありません。一般基準についてですが、事業実 施に係る費用については金融機関からの融資証明書により事業費が確 保されていることを確認いたしました。今回、田1,269平米を分筆し一 部 412 平米を宅地に転用することから、宅地と接する田に対してはコ ンクリート塀を設置し土砂が崩れないように施工することを確認して おります。よって影響は発生しないものと考えられ、事業実施の確実 性、被害防除の実施も認められます。以上のとおり許可基準を満たして いることから農地転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ございま 議 長 せんか。

―なしの声あり―

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。 議 長 ――なしの声あり-

4

議

議

事

議

第 7 番 委 員

務

長

局

長

長 討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。 議 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見の決定について許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を 求めます。 ———全員挙手-ありがとうございます。挙手全員であります。よって当案件は許可 議 長 相当の意見を付して県に進達することに決定しました。 日程第9、議案第4号 金ケ崎町農地利用集積計画についてを議題 長 議 とします。事務局、説明を求めます。 事 務 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】 局 議 長 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ----なしの声あり----質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。 議 長 -なしの声あり-討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。 長 議 議案第4号 金ケ崎町農地利用集積計画の決定について、原案のと おり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。 ———举手全昌—— 長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定しました。 議 日程第10、議案第5号 荒廃農地の農地・非農地の判断についてを 長 議 議題とします。 事務局、説明を求めます。 事 務 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】 局 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございません 議 一なしの声あり一 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。 議 ―――なしの声あり― 討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。 議 長 議案第5号 荒廃農地の農地・非農地の判断について、調査報告の とおり非農地と判断することに賛成する委員の挙手を求めます。 ———举手全員—— 議 長 挙手全員であります。よって、本案は調査報告のとおり非農地とす ることに決定しました。 長 日程第11 議案第6号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する 議 引き続き農業を行っている等の証明願の審査についてを議題としま す。 事務局、説明を求めます。 事 務 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】 局

これより番号6番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

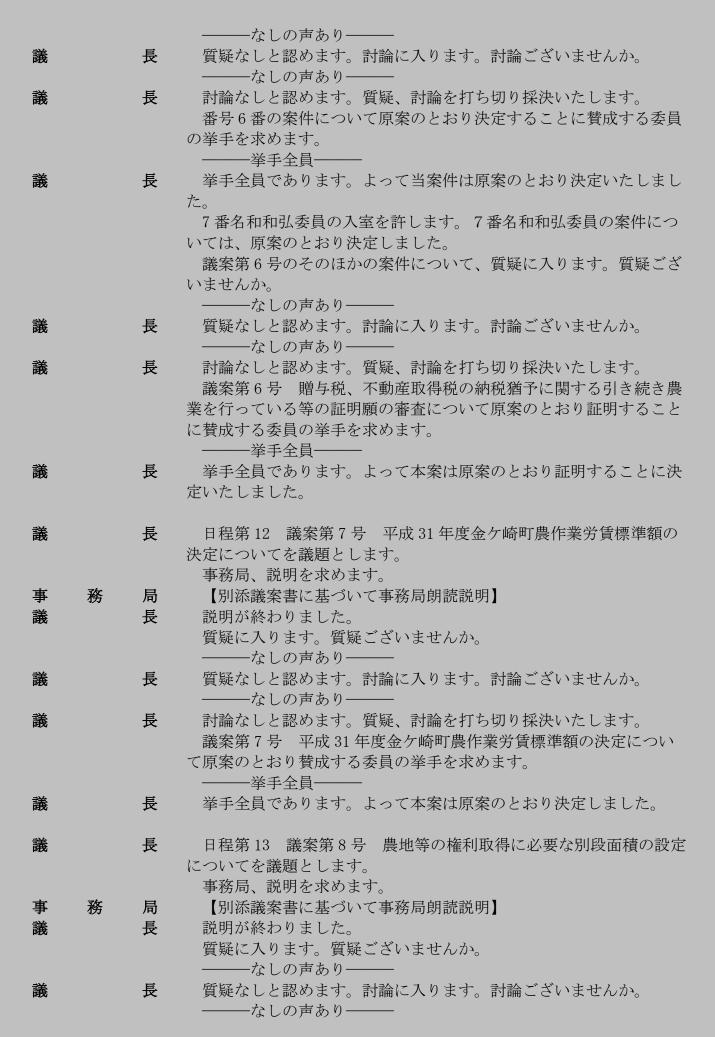
和弘委員が農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますの

説明が終わりました。ここで、番号6番の案件について、7番名和

で、退席を命じます。

議

長



議 長 討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。議案第8号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

———举手全員———

**養** 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定しました。

**養** これで、本日の日程は全部終了いたしました。平成31年第3回金 ケ崎町農業委員会会議を閉会します。大変ご苦労様でした。

時間 14時45分